

## 食品安全委員会（第762回会合）議事概要

日 時:令和元年10月29日(火) 14:00~14:34  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席  
傍聴者:報道 4名、行政機関 4名、一般11名

### 議事概要

衛藤内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 御紹介・御挨拶

→衛藤内閣府特命担当大臣から挨拶が行われた。

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
- ・乳等省令に定める乳等の処理の基準を改正すること  
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、当該改正は、食品衛生法施行令に規定する営業許可業種の再編に伴い、個別の営業許可業種において処理を行うこととしている規定を食品衛生法に基づく営業許可を受けた施設において一貫して処理を行うことに改正するものであり、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられる。

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・遺伝子組換え食品等 2品目
    - [1]チョウ目害虫抵抗性サトウキビ CTC175-A
    - [2]CA02-1191株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム
- (厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

- ・ 特定保健用食品 1品目  
トク牛サラシアプレミアム  
(消費者庁からの説明)

→消費者庁から説明。

本件について、新開発食品専門調査会で審議することとなった。

### (3) 令和元年度食品安全確保総合調査追加課題(案)について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

本件について、案のとおり決定することとなった。

### (4) 食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針について

→事務局から説明。

本件について、指針(案)のとおり決定し、今後は、本指針に基づいて、実際のデータを用いた検証を行うことも含めて、ベンチマークドーズ法を活用していくこととなった。